

令和4年7月 第8回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年 7月15日(金)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 建設課長 前田 幸二 病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議案第57号から議案第59号一括上程並びに提案理由の説明

日程第4. 議案第59号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第5．議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）

日程第6．議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

午前9時 開会

~~~~~

○議長（岩本誠生君） おはようございます。町長より、令和4年第8回本山町議会臨時会を招集する旨、告示されました。

皆様方には何かとご多忙のところご出席をいただきまして、臨時会が開会できますことをまずもって御礼を申し上げます。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回本山町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君） 日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番大石教政君 3番上地信男君を指名いたしますのでご両名はご了承願います。

~~~~~

#### 日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩本誠生君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第57号から議案第59号一括上程並びに提案理由の説明

○議長(岩本誠生君) 日程第3、議案第57号から議案第59号を一括上程し、事務局より議案名を朗読させます。事務局長、泉祐司君。

○事務局長(泉祐司君) (別紙のとおり朗読)

○議長(岩本誠生君) 朗読を終わります。なお、お知らせをいたしました議案につきましては日程を変更してやるような形で今朗読しました議案どおりに出しておりますのでご了解いただきたいと思います。これより、町長より提案理由の説明を求めます。町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) 皆さんおはようございます。本日、議員の皆様にはおくりあせを頂き、ご出席いただきまして令和4年第8回本山町議会臨時会が開催できますことを熱くお礼申し上げます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今年の梅雨はこれまでで最も早い梅雨明けで、そして期間も最短の2週間あまりでしたが、しかし最近の天気は梅雨に戻ったかのようなうっとおしい天気が続いております。又、新型コロナウイルス感染症ですが本県も含めまして全国的に急激に増加しています。第7波に入ったかと言わざる得ません。本町では先週方4回目のワクチン接種を開始しております。引続き感染予防対策に取り組んでまいります。続きまして今回提案いたしました議案は条例の一部改正議案が1件。補正予算が1件。和解及び損害賠償の額を定めることについてが1件の合計3件でございます。議案の説明をさせていただきます。(提案理由の説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

~~~~~

日程第4 議案第59号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（岩本誠生君）先ほども言いましたとおり、日程を変更いたしました日程第4としまして議案第59号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を許します。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。質疑は、ありませんか。4番、河邑一雄君。

○4番（河邑一雄君）1点確認の意味も込めて質問させていただきます。この案件につきましては7日の臨時議会終了後、議会に対して説明がありました。その際に同僚議員と私の方から普段から色々と指導いただいております下元弁護士、そして市町村振興課の考え方と言いますか見解はどのようなものかという事お伺いしました。そして、その後におきましてそれを受けて執行部の方からこの20名の方々と和解について話されたと、ここに記載されておりますが、その後におきましてそれぞれを受けまして下元弁護士、市町村振興課と協議は持ちましたか。その1点お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。はい。この様な議案を提出したいという事で両者、両機関に話をしております。

○議長（岩本誠生君）4番、河邑一雄君。

○4番（河邑一雄君）判りました。色々と話も協議もされた事と思います。色々なやり取りがあった中でも今回澤田町長としてはこの議案を提出するという信念というかそういうものも持って出されるという事です承して構いませんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）色々と懸念もあります。最終的には首長が判断することだというふうにご意見もいただいております。私の判断でこの議案を提出させていただきました。

○議長（岩本誠生君）他に質疑はありませんか。2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）賃金の一部未払いが和解に向いて進んだという事は本当に非常にいいことやと思います。やはりこういうことがこれからないように、なかなか職員の人いろんな勤務とか忙しい、職員数なんかももう一回見直して・・・（「わかりにくい、ちょっと」の声あり）こういうことが起きんようにするにはいろんなことへの対応が職員数なんかも不足しているのではないかと思います。（「職員数」の声あり）こういうことが起きんよう

にいろいろなお金の問題もこれだけではなしにおきたりもしているんでやはり中々いま、充分な対応がいろいろな面で出来てないかと思えますんでやっぱり財政なんかも厳しい中でもしっかりした仕事が出来る体制というか持っていくべきでやっぱり和解までには時間がかかりましたけどこういう一部の人に未払いとかいろいろな問題が起きると人間関係とか職場とか金銭面とか精神的にも非常に大きな負担になったりもするんでやはり今後こういうことがないように、又起きた場合にはこれを速やかにやはりこう対応できるという事が非常に大事やと思われるんで、今後もやはりしっかりとした対応というか職員体制とかも大事ではないかと思われます。お伺いします。

○議長（岩持誠生君）防止対策という事やね。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）はい。あの、本当に厳しく受け止めたいと思います。中々職員定数につきましては、見直しは中々厳しいところはございますけれども、職員体制をしっかりとしまして再発防止に努めていくという事はご指摘のとおりだというふうに思います。職員研修なんかも含めまして今後よりスキルアップに努めてまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）大変重い、強い判断をされたと思いますが、前回の話でも町長は言っておられましたがやはり行政職員との病院部局と不公平感があってはならないという事で判断されたと話もありましたが、今回英断と言うか判断されたわけですがやはり言われました様に職員に縦の信頼、横の信頼もこれで再発防止もダブルチェックとか研修を行うということなんですけど和解の話の中でどのような職員の方の意見があったかとか詳しくは言えないとは思いますが、そここのところはどういう雰囲気の中で病院の方のこれからの執行部との信頼関係も大事とは思いますがそここのところちょっと、出来れば答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）嶺北中央病院は嶺北地域唯一の公立病院であり、救急医療、急性期の医療担っておりまして本当、重要なところでございます。その職員の皆様にこういうごたごたがなくって仕事、働いて頂くというのは非常に重要な事だという風に本当思っております。色々職員の皆様とも懇談ももちましたけれども当然不公平になっておる賃金についての支払が求められたこと。これは請求もいただいております。賠償金として請求いただいておりますがあわせてやはり再発防止には努めてもらいたいというご意見が

ありました。これも真摯に受け止めなければならないと思います。今後その様に努めてまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）はい。よろしいですか。他に質疑はありませんか。

3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）2点ほどお伺いいたします。1点目が当然これ、昨年の請求が出とりました。町長の方から説明がありました。代表者から出てきた和解に関しては20名それぞれに和解書交わしたのか。ある程度そこら当たりの状況ですねえ代表者と交わしたのか。それと賃金と名がついてますがおそらく賞与なんかもついてますよねえ。期末勤勉手当、そういう様なもの含めての金額なのか。その2点についてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。請求については20名の方から請求。代表者じゃなくて20名の方、連名で出されておりました。20名の皆様と和解をしました。それから賃金については今、ご指摘のとおりです。それも含めまして計算をされたものが請求が受けております。

○議長（岩本誠生君）3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）判りました。そういう対応であれば万全を期しとるという確認しました。コロナの第7波が非常に心配されております。一線で活躍を願わなくてはならない病院のスタッフです。こういう事できちんと対応してくれるという事はいいことではないかとその様に思っております。以上です。

○議長（岩本誠生君）はい。他に質疑はありませんか。無いようでありますので質疑を終結します。これより討論を行います。討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

議案第59号 和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第59号 和解及び損害賠償の額を定めることについてに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第59号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休 22 : 37

再 22 : 44

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を始めます。

~~~~~

日程第5 議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。補足説明を許します。病院事務長、佐古田敦子さん。

○事務長（佐古田敦子さん）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより総括質疑を行います。総括質疑は、ありませんか。2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）今またコロナの第7波に入ってきてゆというところで非常に病院の関係者の方厳しい制限の中で仕事というか備えておると思いますが。中々コロナ禍にあると病院の関係者、職員の方とか非常にストレスも貯まる中での仕事と思われましてやはりいかにストレスの軽減とかしめて勤めてもらわんと、していくというか中々感染が続いておるとほんと勤務とかも厳しくなるとなかなか大変だと思うんでそこをやっていくのは中々ストレスの軽減もやりもってやらないかんのので大変やないかと思えます。第1やないかと思えますがお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）コロナが急速に感染拡大している中にありまして本町なんかでも感染者が報告されております。嶺北中央病院の方でも非常に発熱外来ですか、に皆様、外来だけじゃなくて病院全体が緊張をもって仕事にあたって頂いておると思えます。ご指摘のとおりでございます。これは中々非常にそのストレスを解消するというのは中々難しいところはありますけれども今はこの対応で病院全体が非常に行動制限なんかも気を付けて頂いておりますし、大変なところだというふうには認識しております。そういったところを踏まえて十分気を付けてまいりたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

(「はい。」の声あり)他に総括質疑ありますか。

ないようですので総括質疑を終結します。

これより逐条質疑を行います。

第2条 収益的収入及び支出の補正のうち収入について、質疑はありませんか。ないようですので、支出に移ります。支出について質疑はありませんか。

なしと認めます。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論の申し出はありませんか。

なしと認めます。

議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算(第2号)に賛成の諸君の起立を求めます。

全員者起立。全会一致であります。

したがって、議案第58号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例

○議長(岩本誠生君)続きまして、日程第6、議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君)(演台にて補足説明)

○議長(岩本誠生君)補足説明を終わります。これより質疑をゆるします。質疑は、ありますか。5番、吉川裕三君。

○5番(吉川裕三君)お伺いします。この、当該問題が発生した時に時の執行部は町長、副町長、教育長に対しまして月額給与100分の10の減額を1か月間という処分を行っております。それと比較しますと今回の期間につきましても2か月間。そして月額給与に対しましても町長が100分の20、副町長が100分の10という事で非常に重いと思いますがその点について今回の執行部のお考えについてお伺いします。

○議長(岩本誠生君)町長、澤田和廣君。



○町長（澤田和廣君）長期に渡りましてこの問題に判断を付けてこれなかったという、繰り返しになります但其判断の遅れもございましてそれから判断内容につきましても大きく3月、6月定例会などで、何度も議員の皆さんからご質問受けた時の判断から、答弁からすると大きく判断を変更しております。そういったことも踏まえまして、あの、併せてでございましてけれども繰り返しになります其病院の医療職の皆様にご迷惑もおかけしたということもありましてこの内容を決意したところであります。以上であります。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）私個人の意見としましてはこの問題が発生した時と同様1か月間、町長、副町長給与100分の10辺りが相当な様な額でないかと思っております其僚等の質疑を踏まえまして執行部については判断してもらいたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）（「答弁はない。」の声あり）他に質疑ありませんか。2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）町長、副町長においては非常に和解に向けて決断もされ。又非常に重たい給与条例も出されておるという事で私は真摯に受け止めたいと思っております。非常に重い決断をされておると思われます。（「質疑、質疑…討論でない。」の声あり）あの、町長の思うに至ったこと聞きたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）繰り返しになって恐縮でございましてけれどもこの間、色々と議員の皆様にご指摘を頂きました其判断が遅れてきたという事。それから判断内容につきましても大きく変更しておるという事がございまして。それよりなによりも病院職員の皆さんにも非常に迷惑をおかけしたという事もございましてこの判断をしたところでございまして。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論の申し出はありませんか。なしと認めます。

議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第57号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

事件終了・閉会

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、本会に付されておりました案件は全部終了いたしました。

よって、本臨時会は以上をもって閉会をすることにいたします。

閉会前に町長より発言があれば、これを許します。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところお集まりいただきまして提出いたしました案件の適切な議決を頂き誠にありがとうございます御座いました。又、議員の皆様が押し詰まっただけの開催となりまして皆様には大変ご迷惑をおかけしました。町議会選挙も目前となってまいりました。議員の皆様には体調には十分ご慈愛の上ご活躍くださいますようご祈念いたしまして言葉足りませんが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本任期もこれが最後の議会であったと思います。押し詰まっただけの臨時会、無事閉会することが出来まして厚く御礼を申し上げます。選挙も近いわけではありますが、優待される議員の方のこれまでのご苦勞に感謝申し上げますし、また再び再選という立候補を目指す皆さんにはご検討をお祈りしたいと思います。

以上をもって令和4年第8回本山町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

令和4年7月15日

午前 9時38分閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員